

かわら版

～財産や暮らしを守るために知ってて安心～

日常生活自立支援事業と成年後見制度

暮らしのサービスが
うまく使えない



お金のやりくりができ
ない



詐欺にひっかかる
たらどうしよう



こんなことでお困りで
はないですか？

将来が心配



書類の手続きに
困っている

日常生活自立支援事業とは

日常生活に不安を抱えている認知症の方など、自分ひとりで契約などの判断をすることやお金の出し入れ・書類の管理などの不安がある方が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

成年後見制度とは

種類	内容
任意後見	本人に十分な判断能力がある時に、あらかじめ選んでおいた任意後見人となる方に、自分で決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを任意後見契約で決めておく制度です。
法定後見 (*) 障がいや認知症の程度に応じて、補助・保佐・後見の3種類があります。	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人に代わって、手続や契約を見てくれて、契約の同意・取消しをしてくれます。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

制度	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概要	重要な法律行為 (財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う)	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う
具体例	現金・預金・証券・不動産・負債などの財産全般の管理 施設への入退所契約、入院契約 不動産の売却や賃貸契約解約 遺産分割分協議における本人代理 消費者被害の取消し	日常的な金銭の管理（家賃、公共料金、医療費や福祉サービス利用料の支払手続） 福祉サービスの利用援助 契約手続の援助 通帳・印鑑・年金証書の預かり
対象	認知症、知的、精神障がいにより、判断能力が十分でない人	高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある方で地域で生活している人（契約ができる程度）
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	専門員、生活支援員
利用料	後見人などに対する報酬額は家庭裁判所が決定	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 各1,200円/回 書類等預かりサービス 3,000円/年間

詳細につきましては、成年後見支援センター（45-7325）または地域包括支援センター（下記参照）にご相談ください。



1月末頃から知立市内で市役所職員等をかたる詐欺の前兆電話が多発しています。市役所職員をかたる相手から「還付金」「払戻し」等といった電話がかかってきた際は、落ち着いて電話を切り、警察へ通報してください。

知立市東部地域包括支援センター
TEL:0566-82-8855

FAX:0566-83-4070

場所：知立市ハツ田町泉43
(知立市福祉の里ハツ田内)

担当エリア
小学校区

*知立小学校 *来迎寺小学校
*ハツ田小学校 *知立東小学校

知立市西部地域包括支援センター
TEL:0566-81-8880

FAX:0566-83-7776

場所：知立市長篠町新田東11-32
(ながしのの里内)

担当エリア
小学校区

*知立西小学校 *猿渡小学校
*知立南小学校